

令和4年5月6日

学生および教職員の皆様へ

山梨大学新型コロナウイルス感染症対策本部長
(学長)

海外から入国・帰国した場合の登校・出勤禁止の取り扱いについて(改訂)

新型コロナウイルス感染症対策における登校・出勤禁止(以下「登校禁止」という。)の取り扱いについては、令和4年4月25日付け山梨大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議通知にて周知したところですが、本学における新規に入国する外国人に対する水際措置の取扱いを踏まえ、登校禁止基準を下記のとおり一部改訂いたします。

記

VIII. 海外から入国・帰国した場合

「外国人の新規入国制限の見直しに伴う本学の対応について(令和4年4月26日付け国際交流センター長通知)」を準用した期間 [登校禁止]

・詳細は、「新型コロナウイルス感染症にかかわる学生の登校禁止対応フローチャート」をご確認ください。なお、教職員についても上記フローチャートに準じ対応願います。

※ 外国人の新規入国制限の見直しに伴う本学の対応について(抜粋)

新規に入国する外国人のうち本学の寮等で集団生活を行うことのない者については、国の措置に従い、渡日前滞在国や有効なワクチン3回接種の有無により待機期間の短縮を可能とします。なお、本人または受入れ教員によって自宅等待機や指定検査機関による自主検査が実施できない者、及び本学の寮等で集団生活を行う者は、これまでどおり7日間の待機期間を設けることとします。

	ワクチン 3回接種	国の措置	本学の措置
指定国・ 地域	無し	3日間検疫施設待機 (+施設検査陰性)	3日間検疫施設待機(+施設検査陰性) +7日間ホテル待機
	有り	3日間自宅等待機+自 主検査陰性 (検査を受けない場合は 7日間待機)	
非指定国・ 地域	無し		7日間ホテル待機
	有り	待機無し	